

厚岸町告示第23号

「山の手会館やまびこ'05」の施設利用料金を承認したので告示する。

令和8年4月1日

厚岸町長 三浦克宏



厚岸町住の江山の手地区集会所条例第11条第4項の規定に基づく施設利用料金を承認したので、同条例第11条第6項の規定により告示する。

記

- 1 利用料金の適用期間 令和8年4月1日から当分の間
 - 2 施設利用料金 下記のとおり
- 施設利用料金

室名	利用料金（1時間あたり）	摘要
和室	200円	町外の団体若しくは個人が利用する場合又は町内の団体若しくは個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は、本表に定める額の2倍（町外の団体又は個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は4倍）の額をもって施設利用料とする。
集会室 1	200円	
集会室 2	200円	
調理室	300円	

葬祭利用料金

利用料金（1回あたり）	35,000円	暖房を使用しない場合は30,000円とする。 3日間利用の場合は、1回当たりの利用料金に10,000円を加算した額とし、4日間以降の利用の場合は、1日当たり5,000円加算した額とする。
-------------	---------	--